

春日井市健康の日啓発事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市が制定する健康の日を、市民が「自分の健康は自分でつくる」という自覚と認識を持ち自ら健康づくりを実践する契機とするため、予算の範囲内で、健康の日に市が開催する啓発事業において行われる健康づくり事業等に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、健康の日に市が開催する啓発事業に自主的に参加し、及び協力する団体（以下「参加団体」という。）が行う次の事業であって、市が開催する啓発事業の開始から終了まで継続して実施するものとする。

- (1) 健康づくりに関する事業
- (2) 保健予防に関する事業
- (3) 公衆衛生に関する事業
- (4) 食育に関する事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が健康の日に実施するのにふさわしいと認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の経費とする。

- (1) 消耗品費
- (2) 印刷製本費
- (3) 手数料
- (4) 使用料及び賃借料

(5) 資機材の購入費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、25,000円を限度とする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する市長が定める申請の期日は、当該年度の7月31日とする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第8条第1項の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、補助目的を損なわない程度の事業計画の変更とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、参加団体の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 領収書等の補助対象経費を確認できる書類

(検査等)

第10条 市長は、参加団体に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。